

Web マーケティング環境整備支援事業

【 募 集 要 項 】

令和8年6月

公益財団法人ひろしま産業振興機構

目 次

I	本事業の概要	
I-1.	目的等	1
I-2.	事業概要	1
I-3.	事業全体の流れ	1
II	伴走支援の活用	
II-1.	募集対象者	2
II-2.	募集対象となる取組	4
II-3.	伴走支援活用の申込	4
II-4.	募集期間	4
II-5.	伴走支援の実施	4
III	助成金	
III-1.	助成事業者	5
III-2.	助成対象事業	5
III-3.	助成事業実施期間	5
III-4.	助成率及び助成金額	5
III-5.	助成対象経費	5
III-6.	助成対象外経費	9
III-7.	助成対象経費全般にわたる留意事項	9
III-8.	提出書類	10
III-9.	助成金交付決定通知書	11
III-10.	交付決定通知書の受領後の流れ	11
III-11.	実績報告書の提出から助成金の支払までの流れ	11
III-12.	契約・支払の確認に必要な書類	11
III-13.	助成金交付後の注意事項	12
III-14.	廃業する場合の措置	13
III-15.	助成金交付決定の取消及び助成金の返還	13
III-16.	助成金申請内容の審査	13
III-17.	審査の不適合要件	14
III-18.	助成金の支払	14
III-19.	助成事業者の義務	14
III-20.	適正な執行について	15
III-21.	事業効果の調査	15
III-22.	その他	15
	Web マーケティング環境整備支援事業事務局	17

I 本事業の概要

I-1. 目的等

公益財団法人ひろしま産業振興機構（以下「産振構」という。）は、物価高騰等が企業の経営に影響を与える中、県内中小企業者等の販路開拓・拡大を推進するため、同企業者等が、専門家による伴走支援のもと、ホームページ・Webサイトの改修やデジタルコンテンツ導入等のWebマーケティングの手法を活用し、ターゲット顧客へ戦略的かつ効果的にアプローチする継続的な取組を実施する場合、伴走支援を実施するとともに、それに要する経費の一部に対し、予算の範囲内において、助成金を交付するものである。

本事業は、産振構が、特定非営利活動法人ITコーディネータ広島（以下「ITC広島」という。）に委託し実施するものである。ITC広島は、Webマーケティング環境整備支援事業事務局（以下「事務局」という。）として、専門家であるITコーディネータにより本事業の伴走支援を実施するとともに、助成金の事務局業務を実施する。

※ 本事業は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用している。

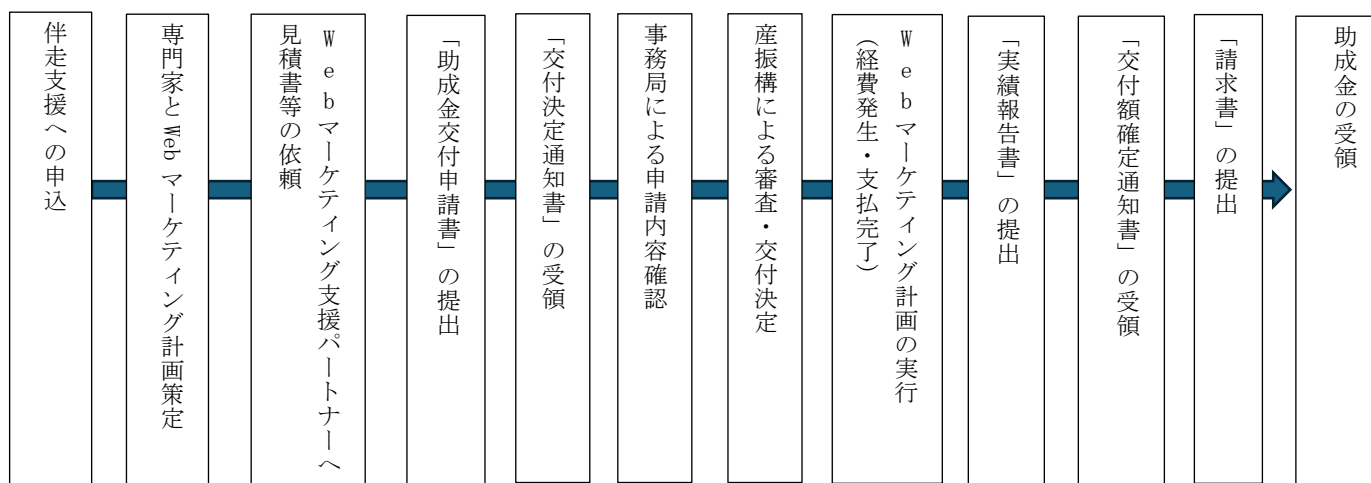
I-2. 事業概要

本事業は、次の2つの支援で構成する。

段階	事項	内容
第1段階 (STEP1)	伴走支援の活用	本事業の専門家が1回以上の企業訪問（視察・ヒアリング等）を行い、専用のビジネスモデルキャンバス等を用いてホームページ改修等によるWebマーケティングの事業計画作成の支援を行う。適宜、Webサイト（HP）のモックアップ等も作成し、計画の方向性の整理を行う。
第2段階 (STEP2)	助成事業の実施	第1段階の伴走支援の結果、助成金申請の対象となることが見込まれる場合において、助成金の交付申請及び交付決定を経て、助成事業を実施する。

I-3. 事業全体の流れ

本事業の基本的な流れは、次のフロー図による。



※助成金申請には伴走支援の利用を必須とする。

Ⅱ 伴走支援の活用

Ⅱ－１．募集対象者

本事業の募集対象となる者は、(1) から (9) までに掲げる要件をいずれも満たす広島県内に本社を有する中小企業者等であることとする。

(1) 中小企業者等であること

本事業における中小企業者等とは、中小企業基本法第2条第1項第1号から第4号に規定する者等とする。具体的には、資本金又は従業員数が下表に該当する中小企業者（法人及び個人事業者）、従業員数が下表に該当する中小企業組合とする。（下表の資本金、従業員数のいずれかを満たす事業者）

業種分類	資本金の額・出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業、その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業（ソフトウェア・旅館業を除く。）	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
ゴム製品製造業（一部を除く。）	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

(注) 「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指す（事業主、役員、同居の親族、日雇い労働者等は含まない。）。

(2) 募集対象となる者の範囲は下表のとおりとする。

対象となりうる者	対象とならない者
<ul style="list-style-type: none"> ・会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社） ・協同組合等の中小企業組合（商店街振興組合を除く） ・個人事業者 ・一定の要件を満たした特定非営利法人（NPO法人）（※1） <p>（注）従業員を雇用していない法人又は個人事業者も対象</p> <p>（注）販路開拓・拡大を目的とした取組であると産振構が認める事業（組合等については、組合員の製品を組合がまとめて販売する共同販売事業など）を行っていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医師、歯科医師、助産師 ・系統出荷による収入のみである個人 農業者（個人の林業・水産業者についても同様）（※2） ・一般社団法人、公益社団法人 ・一般財団法人、公益財団法人 ・医療法人 ・宗教法人 ・学校法人 ・農事組合法人 ・社会福祉法人 ・商店街振興組合 ・任意団体 等

※1 特定非営利活動法人は、以下(ア)及び(イ)の要件を満たす場合に限り、募集対象者となり得る。

(ア) 法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条に規定される34事業）を実施していること。なお、収益事業を実施している場合でも、免税により確定申告書の提出ができない場合は助成対象にならない者とする。

(イ) 認定特定非営利活動法人でないこと。

※2 個人農業者（林業・水産業者も同様）であっても、農作物の加工や農作物を用いた料理の提供等を行う事業については、募集対象者となり得る。（農作物の生産自体の事業は、募集対象にならない者とする）。

(3) 広島県内で事業を営んでいること。

(4) 県税を未納していないこと。

広島県が課税する全ての県税において、未納がないこと。

(5) パートナーシップ構築宣言企業であること。

助成事業実施期間の最終日又は助成事業が完了した日のいずれか早い日までに、パートナーシップ構築宣言ポータルサイトの「登録企業リスト」に宣言が掲載されていること。

(6) 反社会的勢力に該当せず、かつ、公序良俗に反する事業その他社会通念上不適切と認められる事業を行っていないこと。

・広島県暴力団排除条例に規定する暴力団関係者ではないこと。

・遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、社会通念上適切でない判断される事業を行っていないこと。

(7) 法令を遵守し、必要な許認可を取得していること。

助成事業の実施に当たり、必要な許認可を取得し、関係法令を遵守すること。

(8) 次の①～⑤のいずれかに該当しない者であること。（該当する者は、大企業とみなして募集対象者から除く（みなし大企業））。

① 発行済株式の総数又は出資総額の2分の1以上を同一の大企業が所有する中小企業者

② 発行済株式の総数又は出資総額の3分の2以上を大企業が所有する中小企業者

③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占める中小企業者

④ 発行済株式の総数又は出資総額を①～③に該当する中小企業者が所有する中小企業者

⑤ ①～③に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占める中小企業者

※ 資本金及び従業員数がともに中小企業基本法第2条第1項第1号から第4号に規定する数字を超える場合、大企業に該当する。また、自治体等の公的機関に関しても大企業とみなす。

(9) 令和8年4月1日時点において1期以上の事業実績のある者であること

Ⅱ－２．募集対象となる取組

助成金活用の募集対象は、事務局派遣の専門家による伴走支援のもと、ホームページ・Webサイトの改修やデジタルコンテンツ導入等のWebマーケティングの手法を活用し、オンラインを通じてターゲット顧客へ戦略的かつ効果的にアプローチする継続的な取組とする。

伴走支援では、専門家が伴走支援に申し込んだ中小企業者等（以下「申込者」という。）の現状やWeb活用の課題をヒアリングし、自社の強み、ターゲット顧客、Webで伝えるべき内容の整理を行うものとする。

Ⅱ－３．伴走支援活用の申込

伴走支援活用の申込は、本事業ホームページに設定する「Webマーケティング環境整備支援事業伴走支援活用申込フォーム」に必要な事項を入力・送信することにより行うものとする。

<https://wm-hiro.jp/support/>

Ⅱ－４．募集期間

伴走支援活用の申込の募集は、令和8年6月24日（水）17時から開始する。

なお、募集期間の終了期日は、申込件数100件程度、助成金予算執行見込額等を勘案し、別途定めるものとする。

Ⅱ－５．伴走支援の実施

伴走支援は、概ね次に掲げる内容により実施する。

- (1) 事務局は、伴走支援活用申込フォームの内容により前記「Ⅱ－１．募集対象者」の要件を満たしていることを確認した場合、申込者に対し、ヒアリング等の伴走支援の日程調整について連絡を行う。
- (2) 日程調整後、専門家が申込者の事業所を訪問し、ヒアリング等の伴走支援を実施する。
- (3) 申込者は、伴走支援活用の結果を踏まえ、専用のビジネスモデルキャンバス等を用いて作成した「Webマーケティング事業計画書」案を、事務局へ提出の上、助成金申請の適切性について確認を受ける。
- (4) 事務局は、ヒアリング等の伴走支援活用の結果並びに「Webマーケティング事業計画書」案の内容を踏まえ、総合的な観点から助成金申請の対象となることが見込まれるかを確認する。
- (5) 事務局は、「助成金申請対象と見込まれること」を確認した場合、申込者に対し、助成金申請の具体的な手続等について個別に説明を行う。

Ⅲ 助成金

Ⅲ－１．助成事業者

本事業の助成事業者は、前記「Ⅱ－１．募集対象者」に定めるとおりとする。

ただし、助成金交付を受けるには、伴走支援を経て助成金交付申請を行い、交付決定を受け必要がある。

Ⅲ－２．助成対象事業

助成対象事業は、次の（１）から（４）に掲げる要件を全て満たす事業であることとする。

- （１）事務局派遣の専門家による伴走支援を受けながら取り組むものであること。
- （２）作成した「Webマーケティング事業計画書」に基づいて実施する販路開拓・拡大のための取組であること。
- （３）「Webマーケティング事業計画書」は、原則として、データ計測・分析等の取組を含むものであること。
- （４）助成事業実施期間内に助成対象事業が終了すること。

Ⅲ－３．助成事業実施期間

本事業の助成対象となる期間（助成事業実施期間）は、助成金交付決定の日から令和9年1月15日（金）までとする。

ただし、助成金の予算が無くなり次第終了する。

また、助成金申請受付の終了期日は、別途定めるものとする。

Ⅲ－４．助成率及び助成金額

本事業の助成金の助成率及び助成金額は、次表に掲げるとおりとする。

助成率	助成金額（税抜き）
助成対象経費の3分の2以内	80万円を限度

※ 助成金の額は、消費税及び地方消費税相当額を除いた額とする。

※ 助成金の額は、助成対象経費に助成率を乗じて得た額（千円未満切捨て）とする。

Ⅲ－５．助成対象経費

助成事業として実施する取組は、原則として、助成事業者が本事業の「Webマーケティング支援パートナー（HP・Webサイト制作業者等）」への委託により実施するものとする。

なお、「Webマーケティング支援パートナー」とは、事業の趣旨・目的に賛同し、別添の誓約書及び参画登録申込書の提出をもって登録された、広島県内外のWeb制作事業者やWebマーケティング支援事業者等を指す。

また、伴走支援活用の申込時に、助成事業として実施する取組を委託したい具体的な「Webマーケティング支援パートナー」の該当希望がない場合も、伴走支援活用の申込は可能である。

本事業の助成対象となる経費は、「(別表)助成対象経費」に掲げる経費であって、かつ次の(1)～(4)に掲げる全ての要件を満たす経費とする。

(1) 助成事業の遂行に直接必要なものと明確に特定できる経費であること。

- ・ 助成対象となる経費は、助成事業に直接要する「(別表)助成対象経費」に掲げる経費に限るものとする。
- ・ 申請する助成対象経費については、具体的かつ数量等が明確になっていること。

(2) 助成対象経費は、助成事業実施期間において、販路開拓・拡大に取り組むために実施するWebマーケティング施策に必要な経費であって、産振構が必要と認める経費とする。人材確保など販路開拓・拡大以外を目的としたWebマーケティング施策のみの取組は対象外とする。

また、次の条件を設ける。

- ・ 「エ. データ計測構築費」を対象経費としない場合も、原則としてデータ計測・分析等の取組は行うこと。

「データ計測・分析等の取組」とは、Webサイト・ホームページを「売れる仕組み」として機能させるために必要な、主に次の2点を指す。

(ア) Webサイト・ホームページの訪問者数や閲覧状況を確認できる環境(アクセス解析等)を整えること。

(イ) 事業形態や目的に合わせて「Webサイト上での具体的な成果(コンバージョン等)」を定義し、その発生件数を測定できるようにすること。

なお、成果の定義は、製品等の「購入」に限定されない。「技術相談の問い合わせ」、「カタログや図面のダウンロード」、「電話番号のタップ」など、売れる仕組みの要素であれば、実情に即して任意に設定することが可能である。

- ・ 「オ. 広告宣伝費」のみとならないこと。また、データ計測・分析等と整合した取組とすること。
- ・ 「オ. 広告宣伝費」は助成対象経費総額の10%以内とし、広告宣伝の掲載期間は、助成事業実施期間中の3か月以内に限る。

(3) 交付決定日以降に発注等を行い、助成事業実施期間内に発注、契約、納品、実施及び支払が完了した経費であること。

- ・ 助成事業実施期間中に、実際にWebマーケティング事業計画書等に記載した取組を実施したことがわかる実績報告が必要となる。原則として、(2)の「(別表)助成対象経費」の「実績報告時提出書類等の留意事項」に記載の報告書、資料等の提出を求める。
- ・ 実際の使用が助成事業実施期間中であっても、交付決定日より前に発注や契約等を行った場合、その経費は助成対象外とする。
- ・ 助成事業実施期間中に発注や支払等が行われた場合であっても、実際の取組の実施が助成事業実施期間外である場合は、その経費は助成対象外とする。

(4) 支出証拠書類等によって支払金額が確認できる経費であること。

- ・ 見積書、契約書、納品書、領収書等の一連の証拠書類を保存、整理するとともに、助成事業以外の事業(既存事業等)と明確に区分して記帳しておくこと。

- ・ 助成事業終了後の助成金の額の確定に当たり、助成対象経費の特定や支出証拠書類の確認ができない場合は、当該経費は助成対象外とする。

(別表) 助成対象経費

区分	内容	実績報告時提出書類等の留意事項	
ア. 市場調査費 (外部委託による調査に限る。)	市場・顧客調査	ターゲット顧客、市場ニーズ、競合状況、検索需要などを把握するための調査。例：競合サイト調査、既存顧客整理、想定顧客層確認など	次の内容を含む市場調査報告書(写)を提出すること。 調査手法、分析結果、Webマーケティング計画への反映内容
	販路・訴求方針調査	どの顧客層に、どの強みを訴求するかを整理するための調査。例：用途別訴求整理、業種別ターゲット整理、商流・販路確認など	次の内容を含む市場調査報告書(写)を提出すること。 調査結果とWebサイト企画、コンテンツ方針、広告方針等との関係
	その他市場調査	上記に該当しないが、Webサイト企画立案に必要な調査	次の内容を含む市場調査報告書(写)を提出すること。 Webサイトの企画立案に直接必要な調査内容
イ. Webサイト改修等費	LP制作	特定の商品・サービス・広告施策などに対応するランディングページを制作するもの。例：新商品紹介LP、問い合わせ獲得用LPなど	報告書に、次の内容を記載すること。 制作目的、対象顧客、公開URL、導線、成果指標
	既存Webサイト改修・機能改善	既存サイトの一部ページ、導線、デザイン、フォーム、更新機能などを改善するもの。例：ページ追加、フォーム改善、CMS機能改善など	報告書に、次の内容を記載すること。 改修前の課題、改修箇所、改修内容、公開URL
	Webサイト全面リニューアル	既存サイトを構成・デザイン・内容・機能面から全面的に再構築するもの。例：古いホームページの全面刷新、サイト構成の抜本見直しなど	報告書に、次の内容を記載すること。 既存サイトの課題、リニューアル内容、改善した導線、公開URL
	新規Webサイト制作	会社サイト、サービスサイト、ブランドサイトなどを新たに制作するもの。例：未整備の公式サイト新設、新規事業サイト制作など	報告書に、次の内容を記載すること。 制作目的、ターゲット、ページ構成、公開URL、問い合わせ等への導線
	SEO内部対策・表示改善(SEO外部対策は対象としない。)	検索エンジンや利用者にとって見やすく使いやすいサイトに整えるもの。例：タイトル・見出し整理、内部リンク改善、スマホ対応、表示速度改善など	報告書に、次の内容を記載すること。 対象ページ、実施項目、実施目的、実施箇所、反映後の状態
	その他Webサイト構築・改修	上記に該当しないWebサイト構築・改修に関する施策	報告書に、次の内容を記載すること。 制作・改修内容、目的、公開URL、成果指標
ウ. コンテンツ制作費	訴求コンテンツ制作	自社の強み、商品・サービスの価値、導入メリットなどを伝える文章・構成を制作するもの。例：原稿作成、コピー制作、製品説明、導入事例、FAQ作成など	報告書に、次の内容を記載すること。 制作内容、掲載ページ、使用目的 また、納品原稿、掲載画面、制作データを確認資料として整理・提出すること。
	写真・動画等素材制作	Webサイトや広告等に使用する視覚素材を制作するもの。例：製品写真、設備写真、会社紹介動画、商品紹介動画、図表・イラスト制作など	報告書に、次の内容を記載すること。 制作素材、掲載箇所、使用目的
	商品・サービスデータ整備	製品ページ等に掲載する商品・サービス情報を整理・作成するもの。例：商品説明文、仕様情報、価格情報、商品画像、商品マスタ整備など	報告書に、次の内容を記載すること。 整備したデータ内容、掲載先、使用目的
	その他コンテンツ制作	上記に該当しないWeb掲載用コンテンツ制作	報告書に、次の内容を記載すること。 制作内容、掲載先、使用目的 また、納品物と掲載・活用状況を確認資料として整理・提出すること。
エ. データ計測構築費	効果測定・改善環境整備	Webサイトの利用状況や改善点を把握するための計測・確認環境を整えるもの。例：GA4設定、タグ設定、アクセス解析設定、ダッシュボード作成など	報告書に、計測設定内容を記載すること。 また、アクセス元、閲覧状況、主要ページ、改善確認方法がわかる管理画面キャプチャ等を提出すること。
	成果計測設定	問い合わせ、資料請求、購入、電話クリックなど、成果につながる行動を計測できるようにするもの。例：CV設定、フォーム送信計測、電話クリック計測など	報告書に、計測設定内容を記載すること。 また、コンバージョン等が正しく計測されていることを確認できる管理画面キャプチャ等を提出すること。
	その他データ計測構築	上記に該当しない計測・分析環境の整備	報告書に、次の内容を記載すること。 計測設定内容、計測目的、設定内容、確認方法、改善への活用方法
オ. 広告宣伝費 (データ計測・分析等と整合した取組とすること。)	認知・接点形成広告	まだ接点のない顧客に会社・商品・サービスを知ってもらい、WebサイトやLP等への接点を作る広告。例：SNS広告、ディスプレイ広告、動画広告など	次の内容を含む広告運用実績レポート(写)を提出すること。 出稿媒体、期間、費用、表示回数、クリック数等
	問い合わせ・申込獲得広告	問い合わせ、資料請求、見積依頼、予約、セミナー申込、展示会来場予約などの具体的な行動につなげる広告。例：検索広告、LP誘導広告など	次の内容を含む広告運用実績レポート(写)を提出すること。 広告の目的、誘導先、成果指標、出稿媒体、期間、費用、クリック数、成果数等
	再接触・検討促進広告	一度WebサイトやLP等に接触した人、または検討段階にある人に再度接触し、比較・検討・問い合わせ等を促す広告。例：リターゲティング広告、事例訴求広告など	次の内容を含む広告運用実績レポート(写)を提出すること。 配信対象、出稿媒体、期間、費用、表示回数、クリック数等、広告タグ・計測設定との関係
	広告素材制作	広告配信に必要な素材を制作するもの。例：広告文、バナー、動画広告素材、広告用画像、SNS広告クリエイティブなど	次の内容を含む広告運用実績レポート(写)の提出または報告書に次の内容を記載すること。 制作素材、使用媒体 また、広告配信に使用した素材の確認資料を整理・提出すること。
	広告運用・効果改善	広告の配信設計、入稿、予算調整、効果確認、改善運用を行うもの。例：広告運用代行、配信設定、レポート確認、改善提案など	次の内容を含む広告運用実績レポート(写)を提出すること。 運用期間、運用内容、媒体費、運用代行費、表示回数、クリック数、成果数等
	その他広告宣伝	上記に該当しない広告宣伝施策	次の内容を含む広告運用実績レポート(写)の提出または報告書に次の内容を記載すること。 広告目的、出稿内容、期間、費用、実績
カ. 自走化・内製化支援費	運用支援・内製化支援	申請者が導入後に自社でWebサイトやWebマーケティングを運用できるように支援するもの。例：CMS操作説明、更新支援、アクセス解析の見方説明など	報告書に、次の内容を記載すること。 実施内容、実施日、対象者、使用資料、支援結果
	運用マニュアル整備	継続運用に必要な手順や確認方法を文書化するもの。例：Webサイト更新手順書、問い合わせ対応手順、アクセス解析確認手順など	報告書に、次の内容を記載すること。 作成したマニュアルの内容、対象業務、活用方法 また、納品された手順書・マニュアル(写)を確認資料として整理・提出すること。
	その他自走化・内製化支援	上記に該当しない自走化・内製化に関する支援	報告書に、次の内容を記載すること。 支援内容、目的、実施日、対象者、成果
キ. その他	その他	上記のいずれにも明確に該当しないが、本事業の目的達成のために産振構が特に必要と認めた経費	報告書に、次の内容を記載すること。 施策内容、必要性、事業目的との関係、成果

Ⅲ－６．助成対象外経費

次に掲げる経費は助成対象外となるため注意すること。

- ・ 経常的な運営費用（ランニングコスト）
サーバー利用料、ドメイン維持管理料、Webサイトの月額保守費用 等
- ・ EC関連の運用・変動費用
各種販売手数料、決済手数料、在庫管理・物流費用、ECモール等の月額出店料（初期登録費以外の維持費） 等
- ・ 汎用性の高い機器・設備の購入費用
PC、タブレット、スマートフォン、デジタルカメラ及び周辺機器、事務用ソフトウェア、消耗品 等
- ・ 割引ポイント等が付与されたもの
- ・ 助成事業者自身の内部コスト
- ・ 必要な経費書類を用意できないもの
- ・ 交付決定日より前に発注・契約、購入、支払（前払を含む）等を実施したもの（見積の取得は交付決定日以前であっても差し支えない。）
- ・ 自社内部の取引によるもの
- ・ 同一代表者又は役員が関与する事業者、資本関係がある事業者との取引によるもの
- ・ 金融機関などへの振込手数料、代引手数料、インターネットバンキング利用料、インターネットショッピング決済手数料等
- ・ 公租公課（消費税及び地方消費税等）
- ・ 各種保証・保険料
- ・ 役員報酬、直接人件費
- ・ 本業務に直接関係のない販促費用

以上のほか、経費の該当・非該当について、ITC 広島において疑義等が生じる場合は、助成事業者等に対し確認を行い、本事業の目的に適合しないと産振構が判断する場合は、対象外とするものとする。

Ⅲ－７．助成対象経費全般にわたる留意事項

- ・ 助成事業を実施するに当たっては、当該事業について区分経理を行うこと。助成対象経費は当該事業に使用したものとして明確に区分できるもので、かつ支出証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。
- ・ 交付決定後の「Webマーケティング事業計画書」の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情がある場合は必ず事前に事務局へ連絡すること。（やむを得ず事業の内容又は事業に要する経費の配分を変更しようとするときは、変更申請が必要となる場合がある。なお、変更を認める場合であっても、助成金の増額変更は認められない。）
- ・ 事業を中止（一時中断）、廃止（実施取止め）する場合は、事前に承認を得なければならない。

Ⅲ－８．提出書類

(1) 助成金書類一式（全て提出すること）

以下の書類を提出すること。

【助成金申請時】

- ① Webマーケティング環境整備支援事業助成金交付申請書（様式第1号）
- ② Web マーケティング環境整備支援事業助成金事業計画等（別紙1－1）
- ③ Web マーケティング環境整備支援事業助成金助成対象経費積算内訳書（別紙1－2）
 - ・見積書等、助成対象経費の積算資料を添付すること。
 - ・見積書の内容及び価格は「一式」の記載ではなく、内訳がわかるものとする。
- ④ 誓約書（様式第2号）
- ⑤ 「パートナーシップ構築宣言」の公表済又は申請済が確認できる書類（未申請の場合も、実績報告の際、助成事業実施期間内に公表済であることが確認できる書類を提出しなければならない。）
- ⑥ 登記簿謄本等（法人の場合、発行後3か月以内の履歴事項全部証明書の原本、個人の場合、県内税務署に提出した個人事業の開業等届出書の写し）
- ⑦ 県税について未納がないことの証明書（発行後3か月以内の原本）
- ⑧ 令和8年4月1日時点で1期以上継続して事業を営んでいることを証明する書類
- (ア) 法人の場合：貸借対照表、損益計算書（直近1期分）、直近の確定申告書（表紙及び別表四（所得の簡易計算））
- (イ) 個人の場合：直近の確定申告書（【第一表、第二表、及び収支内訳書（1・2面）】又は【第一表、第二表、及び所得税青色申告決算書（1～4面）】）

【助成金実績報告時】

実績報告は助成事業完了後、その日から起算して10日を経過した日、又は令和9年1月26日（火）のいずれか早い日までに提出すること。

- ① Webマーケティング環境整備支援事業助成金実績報告書（様式第6号）
- ② Web マーケティング環境整備支援事業助成金助成対象経費内訳書（別紙2）
- ③ 支出証拠書類
 - ・契約書、請書等の写し（発注した経費等の内容及び発注日が確認できる書類）
 - ・報告書、納品書等の写し（発注した経費等の内容及び報告日等が確認できる書類）
 - ・支払を証明する振込受領証等の写し（助成対象経費の支払が完了したことを確認できる書類）
- ④ 助成事業実施期間の最終日又は助成事業が完了した日のいずれか早い日までに、「パートナーシップ構築宣言」の公表済であることが確認できる書類

(2) 留意事項

- ・本「募集要項」に加え、「Webマーケティング環境整備支援事業助成金交付要領」（以下「交付要領」という。）等を熟読し、十分に内容を確認した上で書類を作成し提出すること。

- ・ 提出された書類は本事業に係る目的のみに利用する。また、提出された書類は返却しない。

(3) 提出先

事務局まで別途案内する Web を活用した方法又は電子メールで提出すること。

Ⅲ－9. 助成金交付決定通知書

交付申請書を審査し、産振構が適切であると認めたときに、助成事業者に交付決定通知書を交付するが、取組完了後の最終的な助成金交付額を決定・保証するものではない。

Ⅲ－10. 交付決定通知書の受領後の流れ

交付決定通知書の受領後は、助成金事業計画等（別紙 1－1）の内容に基づき取組を実施する。

Ⅲ－11. 実績報告書の提出から助成金の支払までの流れ

(1) 実績報告書の提出

助成事業の発注・契約・納品・実施・支払等が全て完了後、10日以内又は1月26日（火）のいずれか早い日までに「Web マーケティング環境整備支援事業助成金実績報告書（様式第6号）」を事務局に提出すること。速やかに提出されない場合、助成金の交付に支障をきたす場合がある。

(2) 完了検査

提出された実績報告書に基づき、産振構及び事務局において完了検査を行う。

(3) 助成金交付確定通知書の送付

完了検査後、産振構での審査を経て、助成金の額を確定し、助成事業者に「Web マーケティング環境整備支援事業助成金額確定通知書（様式第7号）」を送付する。

(4) 助成金の交付

助成事業者は、助成金交付確定通知書の内容に基づき請求書（様式第8号）を提出すること。請求書受領後、事務局は助成金を支払う。

Ⅲ－12. 契約・支払の確認に必要な書類

経費の支払は、原則として金融機関の助成事業者名義（法人又は個人事業者）の口座からの振込とする。主な注意事項は以下のとおり。

- (1) 法人の場合、個人名義又は個人口座から振込を行った経費は助成対象外とする。
- (2) 関連会社経由等、助成事業者名義の金融機関の口座から直接振り込んでいない場合は対象外とする。
- (3) 現金及びクレジットカードによる支払も可とするが、次の支払の事実が証明できる資料（a～cの全て）が必要となる。
 - ア 現金払いの場合
 - a) 領収書

※ 当該領収書には、宛先（助成事業者名、法人の場合は宛名が法人名のもの）、領収日、領収金額、金額の内訳、発行者名・所在地・電話番号の記載が必要となる。

※ 消費税が含まれているか否か領収書に明記すること。

※ 金額の内訳は、レシート等の内訳が確認できる書類の添付でも可とする。

b) 小口現金出納帳

※ 現金の受入金額及び支出金額等を記録すること。

c) 通帳の該当部分

※ 小口現金出納帳の受入に関する記録と照合すること。

イ クレジットカード払いの場合

a) 領収書

※ 当該領収書には、宛先（助成事業者名、法人の場合は宛名が法人名のもの）、領収日、領収金額、金額の内訳、発行者名・所在地・電話番号の記載が必要となる。

※ 消費税が含まれているか否か領収書に明記すること。

※ クレジットカード払いであることが明記されていない場合、クレジットカード利用時に発行される「お客様売上票（お買上票）のお客様控え」を添付すること。

※ 金額の内訳が明記されていない場合、レシート等の内訳が分かるものを添付すること。納品書等で内訳が確認できれば、レシート等の添付は不要。

b) カード会社が発行する「カード利用代金明細書」

※ インターネットにより明細を印刷したのもでも良い。

c) クレジットカード決済口座の通帳の該当箇所

※ 口座からの引き落としが助成事業実施期間に完了している必要がある。

(4) 手形や小切手、P a y P a yなどのキャッシュレス決済（クレジットカード払いを除く。）により支払った経費は、助成対象外とする。

(5) 助成対象経費の支払は、他の取引の支払は、混合して行わないこと。

(6) 他の取引と相殺して支払った経費は、助成対象外とする。

(7) インターネットバンキングを利用する場合は、振込先の名義と口座番号を確認するため、インターネットの振込画面（又は振込履歴）と通帳（又は当座勘定照合表）の写しの提出が必要となる。

(8) 契約・支払確認に係る書類の宛先は、助成事業者名であることが必要である。

Ⅲ-13. 助成金交付後の注意事項

(1) 関係書類の保存

助成事業者は、助成金に係る経理について収支を明確にした支出証拠書類を整備し、これらの書類を事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管する義務がある。

(2) 産振構職員による立入検査等

必要に応じて、助成事業の実施状況、助成金の収支、関係書類その他について、助成事業者に報告を求め、又は事務所等に立ち入り、関係帳簿書類その他の物件を検査、もしくは関係者に質問を行うことがある。

(3) 事業成果の報告

産振構から事業成果（助成事業による効果等）についての報告の求められた場合は、これに応じなければならない。

Ⅲ－14. 廃業する場合の措置

助成事業者が助成事業の完了した日から5年未満で廃業する場合は、産振構にその旨を報告しなければならない。

その場合、産振構は助成事業者に対して、既に支払った助成金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

Ⅲ－15. 助成金交付決定の取消及び助成金の返還

助成事業者、外注（委託）先の事業者、その他助成事業の関係者が、次のいずれかに該当した場合は、助成金交付決定の全部又は一部を取消するとともに、不正の内容、助成事業者及びこれに協力した関係者等の公表を行うことがある。

また、既に助成事業者に助成金が交付されている場合は、期限を定めて返還が必要となる。

- (1) 偽り、隠匿その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき又は使用しようとしたとき
- (3) 広島県内で事業を行っていないと認められるとき
- (4) 広島県暴力団排除条例に規定する暴力団関係者であると判明したとき
- (5) 申請要件に該当しない事実が判明したとき
- (6) 助成事業に関して、交付決定通知書やその他法令に違反したとき
- (7) その他、本募集要項又は交付要領の趣旨に照らし、産振構が助成事業として不適切と判断したとき

※ 刑事罰が適用される場合もある。

※ 不正又は事故を起こした助成事業者、外注（委託）先の事業者、その他助成事業の関係者等については、今後、産振構の実施する全ての助成事業に申請をすることができない。

Ⅲ－16. 助成金申請内容の審査

次の審査基準に基づき、総合的に評価して行う。

- (1) 継続的な取組であるか
 - ・ Webマーケティングを活用した販路開拓・拡大に向けた取組であるか
 - ・ 助成事業終了後も継続して実施できる内容となっているか
- (2) 事業計画は実現可能であるか
 - ・ Webマーケティングの活用により目指す目標や成果が明確であるか
 - ・ 目標達成に向けた取組内容が具体的であり、実現可能な計画となっているか

- (3) 事業内容は具体的であるか
 - ・現状の課題や分析結果を踏まえたWebマーケティング計画となっているか
 - ・取組内容、実施方法等が具体的に示されているか
 - (4) 経費は適切であるか
 - ・計上された経費が事業内容と整合しているか
 - ・事業実施に必要な経費として妥当な積算となっているか
- ※ 助成金を交付する場合であっても、予算都合等により申請金額から減額する場合がある。
- ※ 審査結果の内容に関する問い合わせには応じかねる。
- ※ 交付決定した事業については、事業者名、事業者の所在地（市町名のみ）及び助成事業で行う事業名を公表することがある。

Ⅲ-17. 審査の不適合要件

次のいずれかに該当するときは、申請が行われた場合であっても、審査を行わない。

- (1) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (2) 本募集要項に違反し、又は著しく逸脱している場合
- (3) Webマーケティング計画書の内容が、射幸心をあおる恐れがある場合、公の秩序若しくは善良の風俗を害する恐れがある場合、又は公的な支援実施が不相当と認められる場合
- (4) その他、審査に影響を及ぼす恐れのある不正行為が認められる場合

Ⅲ-18. 助成金の支払

- ・ 助成金の支払については、助成事業完了後に Web マーケティング環境整備支援事業助成金実績報告書（様式第 6 号）の提出を受け、産振構が「Web マーケティング環境整備支援事業助成金額確定通知書（様式第 7 号）により通知した後に支払う。
- ・ 助成金の額の確定後に助成金の支払を受けようとするときは、Web マーケティング環境整備支援事業助成金請求書（様式第 8 号）を提出するものとする。
- ・ 助成金の支払は、助成事業者が指定する口座への振込により行う。

Ⅲ-19. 助成事業者の義務

本事業の交付決定を受けた事業者は、次に掲げる全ての事項を遵守しなければならない。

- (1) 助成事業の実績報告
 - ・ 助成事業を完了したときは、その日から起算して 10 日を経過した日、又は令和 9 年 1 月 26 日（火）のいずれか早い期日までに Web マーケティング環境整備支援事業助成金実績報告書（様式第 6 号）及び別紙 2、その他関係資料を提出しなければならない。なお、実績報告が遅延した場合には、交付決定を取り消すことがある。
- (2) 助成事業に係る経理処理等
 - ・ 助成事業の経理処理に当たっては、助成対象経費と助成対象外経費を明確に区別して処理することとし、帳簿や支出の根拠となる支出証拠書類を整理するとともに、助成事業が完了した年度の終了後 5 年間保存しなければならない。
- (3) 取得財産の管理等

- ・ 取得財産のうち、単価が50万円（税抜き）以上の財産又は効用の増加した財産（以下「処分制限財産」という。）は、助成事業が完了した後も、善良な管理者の注意をもって適切に管理し、助成金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
- ・ やむを得ず、処分制限期間内（減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数に相当する期間）に取得財産を処分（助成金交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付、担保提供、廃棄等）しようとするときは、事前に産振構に相談の上、産振構の承認を受けなければならない。
- ・ 財産処分を行った際、その財産を処分したことによって得た収入があるとき又は当該取得財産に未償却残高が存するときは、その収入若しくは未償却残高の全部又は一部を納付させることがある。

（4）実地検査

- ・ 助成事業の進捗状況確認のため、産振構が実地検査に入ることがある。また、助成事業終了後、会計検査院等が実地検査に入ることがある。これらの検査により助成金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従わなければならない。

Ⅲ-20. 適正な執行について

- ・ 本事業は、公金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められるため、本事業に係る不正行為に対し、厳正に対処する。助成金の応募は、本募集要項及び交付要領等を熟読し、内容を十分に理解の上行うこと。
- ・ 助成事業者が「広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。）」等に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、助成金の交付取消・返還、不正の内容の公表等の措置を講じることがある。

Ⅲ-21. 事業効果の調査

本助成金を活用して取り組む事業やその効果等を把握するため、事業終了後に調査（アンケート、ヒアリング等）を実施する予定である。助成事業者は当該調査への協力に努めなければならない。なお、調査により取得した情報は、統計処理を行い、個別の事業者を特定できない形で公表する場合がある。

Ⅲ-22. その他

- （1）原則として、助成金の額の確定に当たっては、助成対象物や支出証拠書類の確認ができない場合については、当該助成対象経費に係る金額は、交付決定後であっても助成対象外となることがある。
- （2）他の市町や国等が実施する他の制度（助成金等）の支援を受けている場合、経費の重複を確認するため、該当市町等に確認を行う場合がある。
- （3）産振構のホームページ等において、Webマーケティング環境整備支援事業助成金採択事業者及びその取組内容等の情報発信をする。助成事業者は、画像素材等、当該公表に必要な

る情報等の提供に協力するものとする。また、本事業によって行った成果等について、必要に応じて公表する場合がある。

Webマーケティング環境整備支援事業事務局

お問い合わせ先は次のとおりホームページURL：<https://wm-hiro.jp/>

お問い合わせフォーム：<https://wm-hiro.jp/contact/>

県税に未納がないことの証明書は、下記の場所で交付している。

<納税証明書の交付場所>

※ 管轄区域にかかわらず、最寄りの庁舎にてお取りいただけます。

	名称	所在地	電話番号
1	西部県税事務所	広島市東区光町2-1-14	082(207)2135
2	〃 呉分室	呉市西中央一丁目3-25	0823(22)5400
3	〃 廿日市分室	廿日市市桜尾二丁目2-68	0829(32)1181
4	〃 東広島分室	東広島市西条昭和町13-10	082(422)6911
5	東部県税事務所	福山市三吉町一丁目1-1	084(921)1301
6	〃 尾道分室	尾道市古浜町26-12	0848(25)2011
7	北部県税事務所	三次市十日市東四丁目6-1	0824(63)5175

別添

令和8年度 Web マーケティング環境整備支援事業に関する
Web マーケティング支援パートナー参画登録申込書

令和8年 月 日

特定非営利活動法人 IT コーディネータ広島 理事長 様

(住所)
(会社等名)
(代表者職・氏名)

当社・当方は、公益財団法人ひろしま産業振興機構が、特定非営利活動法人 IT コーディネータ広島に委託して実施する「令和8年度 Web マーケティング環境整備支援事業」における「Web マーケティング支援パートナー」としての参画登録に誓約書を添付のうえ申し込みます。

なお、当社・当方の Web マーケティング支援における特徴（アピールポイント）は次のとおりです。

当社・当方の Web マーケティング支援における特徴

※ 強み等として当てはまるものを3つ（「その他(自由記述)」を含む。）以内で選択・記述してください。

マーケティング・集客重視型（戦略・解析重視）

アクセス解析(GA4等)を用いたデータドリブンな改善、SEO対策など、見込み客の獲得の仕組み化を得意とする。(想定ニーズ:「とにかく問い合わせ件数を増やしたい」、「営業プロセスをデジタル化したい」等)

BtoB・業界特化型（専門知識・コンテンツ制作重視）

製造業などのBtoB特有の商慣習や専門用語への理解が深く、専門的な記事や事例コンテンツ(LP等)をゼロから制作することを得意とする。(想定ニーズ:「自社の技術をどうアピールしていいかわからない」、「原稿を書く時間がないので支援を受けたい」等)

クリエイティブ・ブランディング重視型（デザイン重視）

視覚的なインパクト、優れたUI/UX(ユーザー体験)、写真・動画撮影などを駆使し、企業のブランド価値を劇的に高めるデザイン性の高いサイト構築を得意とする。(想定ニーズ:「採用活動にも使えるカッコいいサイトにしたい」、「企業のブランドイメージを一新したい」等)

システム開発・機能拡張型（技術・インフラ重視）

独自の更新システム(CMS)の構築、既存の社内システム(顧客管理システム等)とのAPI連携、セキュリティ要件の厳しいサーバー構築など、高度なプログラミング技術を要する実装を得意とする。(想定ニーズ:「自社専用の検索機能を作りたい」、「社内の既存システムとWebを連動させたい」等)

パッケージ・運用効率化型（スピード・コストパフォーマンス重視）

既存の優良なテンプレートやノーコードツールを活用することで、開発工数を圧縮し、一定水準以上の品質を保ちながら実装を行う、又は公開後の運用サポートの充実を得意とする。(想定ニーズ:「決められた予算内で必要な機能を網羅したい」、「公開後の更新作業まで手厚くサポートしてほしい」等)

その他（自由記述）

[自由記述欄]

**令和8年度 Web マーケティング環境整備支援事業に関する
Web マーケティング支援パートナー誓約書**

令和8年 月 日

特定非営利活動法人 IT コーディネータ広島 理事長 様

(住所)

(会社等名)

(代表者職・氏名)

⑨

当社・当方は、公益財団法人ひろしま産業振興機構（以下、「産振構」という。）が、特定非営利活動法人 IT コーディネータ広島（以下、「ITC 広島」という。）に委託して実施する「令和8年度 Web マーケティング環境整備支援事業」（以下、「本業務」という。）における「Web マーケティング支援パートナー」としての参画登録を申し込むに当たり、下記事項について厳守することを誓約します。

方が一、本誓約に違反したことにより登録の取消、又はこれに起因して産振構又は ITC 広島に損害が生じた場合は、その賠償の責を負うものとします。

記

第1条（業務の適切かつ円滑な遂行）

本業務の趣旨・目的に賛同し、産振構及び ITC 広島と緊密に連携して、本業務の適切かつ円滑な遂行を図ります。

2 支援企業に対し、導入したいコンテンツを単に導入するのではなく、アクセス解析機能の付与や戦略的なコンテンツ制作など、Web マーケティングの成果創出に資する適切な実装及び改修支援などを行います。

第2条（適正価格での見積提示及び不正行為の禁止）

支援企業に対して見積書を提示するに当たり、市場相場に照らして適正な価格を設定し、不当な高値つかみや費用の水増し等を行わないことを誓約します。

2 本業務の助成要件（助成上限額及び助成率等）を悪用し、支援企業の自己負担額を不当に免除するような取引（キャッシュバック、別名目での相殺、見積書の虚偽記載等）を行わないことを誓約します。

第3条（秘密保持）

本業務の遂行過程において知り得た支援企業の技術情報、営業情報、顧客情報及び個人情報（以下「秘密情報」という。）を、第三者に漏洩又は開示しないことを誓約します。

2 秘密情報を本事業の目的以外に使用しないことを誓約します。本業務が終了した後、又は登録が取り消された後も、本条の規定は引き続き効力を有するものとします。

第4条（反社会的勢力の排除）

自社、自社の役員又は実質的に経営を支配する者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊標ぼう暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないことを誓約します。

2 将来にわたっても反社会的勢力との関係を持たないこと、及び反社会的勢力を利用した行為を行わないことを誓約します。

第5条（登録の取消）

産振構及び ITC 広島は、当社・当方が本誓約に違反したと認める場合、何らの催告を要せず登録事業者としての登録を取り消すことができるものとします。

第6条（疑義等への対応）

本業務に関する活動において疑義等が生じた場合は、産振構及び ITC 広島と協議し、適切に対応することを誓約します。

以上